

令和4年あきる野市農業委員会 10月総会議事録

令和4年10月25日（火）午後1時30分、令和4年あきる野市農業委員会10月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、小川金二、栗原剛、
嶋崎三雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第4号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 第5号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項に基づく、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午後1時30分

(事務局長) それでは定刻となりましたので、令和4年あきる野市農業委員会10月総会を開催いたします。本日は甲野会長が都合により欠席となっております。そのため、代行として堀江職務代理に進行をお願いできればと思っております。また、今年は3年ぶりに産業祭を開催することとなりました。今年は飲食関係はテイクアウトのみとなっておりますが、農林コーナーにつきましては、通常通り開催することとなっております。後ほど全協でもご説明させていただきますが、委員の皆さまには役割分担でお手伝いいただくこととなりますので、お忙しいとは思いますがご協力をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは初めに堀江職務代理からご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(堀江職務代理) 皆さま、こんにちは。甲野会長が欠席のため不慣れではございますが、私が今日は議長ということで議事を進行することになりましたので、皆さまご協力の程よろしくお願いいたします。また、産業祭や収穫祭等、来月早々から行事も詰まっておりますし、今日も4名欠席ということで、風邪や体調不良等、気温の急な変化が激しいので、皆さまも体調に十分留意していただきまして、まだコロナも収束した訳ではないので、まだ今年も2ヶ月ありますので、よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(堀江職務代理) はい。諸報告ですが、10月7日、金曜日に開催された「島しょ部農業委員会視察研修」に会長を含む委員6名、事務局3名の合計9名が参加し、視察先として平野委員と田中克博委員の農地を見学しました。お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。諸報告は以上です。本日の署名委員は大福委員と唐澤委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますが、本日会長が欠席のため、同規則第16条に基づきまして、会長職務代理をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は、甲野会長と平野委員、田中克博委員、笹本委員より欠席の連絡がございましたので、農業委員10名、推進委員5名の合計15名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に先立ちまして、先月保留となった、第6号議案「生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について」の番号6について、経過報告がございます。それでは経過について、事務局、説明よろしくお願いいたします。

(事務局) はい。先月提出されました「生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について」の議案で、保留となった〇〇〇さんの案件ですが、都市計画課より指定されたタイムリミットとなる日付けに、平野委員と甲野会長と事務局で現地を確認し、ご本人ともお話をした結果、今回は生産緑地の指定申請を取り下げることになりましたので、ご報告をさせていただきます。以上でございます。

(議長) はい。それでは議事に入りますが、本日は第1号議案と、第4号議案及び第5号議案で、2組の議案の申請者の方々をお呼びしていますので、そちらから審議いたします。まずは、第1号議案、番号1について、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法

第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。令和4年10月25日提出。
あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) ありがとうございます。続きまして、番号1について、担当の山崎委員、説明お願いいたします。

(山崎委員) はい。それでは、第1号議案について報告をします。10月19日に栗原委員と事務局2名と私の4名で現地調査を行っております。7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇さんの自宅敷地を囲むように3筆と、路地の南側に8筆、その他に飛び地に1筆がございます。これらの状況ですが、屋敷を囲っている農地については、それほど大きくないミカンの苗木が7,8本、それから柿と栗、キウイなどの果樹類が植わっておりました。また、一番北側の土地の一部に100㎡ほど畑を作っておりまして、そちらにはノラボウやアズキが作付けしてありました。それから路地の南側の8筆は梅の木が約6割ぐらいを占めておりました。あとはキウイの大きな棚がありまして、キウイの実がたわわに実っておりました。また、変わったところではポポーの木が15本ぐらいまとまって植わっておりました。それから、こちらにも200㎡ぐらいの畑を作っておりまして、サトイモ、オクラ、アズキなどが作付けされておりました。あと、飛び地の1筆ですが、こちらには今、梅の木が1本だけ残ってしまっていて、あとは切り株が4株ほどあります。下草の方はきれいに刈られております。全体的に果樹類は剪定などの手入れがあまり行き届いていない、こんなような様子が見受けられました。ちょうど相続人の1人、長男の△△さんが梅の木の強剪定を行っておりまして、今後の抱負などを聞いてみましたが、この後、本人と弟さん、2名を呼んでいるようですので、確認等していただければと思いますが、△△さんによれば、梅の木を中心に少し手入れをしていこうということで、今年の6月に会社を退職したということで、その後かなり高額の剪定枝の粉碎機を購入して、調査に行った日にはその作業中でした。今後は弟さんと2人で果樹の手入れをして、柑橘類も植えていきたいということでございました。場所的にも日当りのすごく良い所で、果樹には絶好の土地ではないかと思っております。また機械を購入するなどしていますので、意欲は十分と考えております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) ありがとうございます。ただいま、事務局と山崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますでしょうか？

(橋本委員) あの、この次男の方は住所が●●市になっていますが、こちらの方も一緒に農業をやられていたのでしょうか？

(事務局) 弟さんについては、今は●●県に在住しているのですが、これまでも週に1回程度あきる野に来て、畑を手伝ってきたという話を伺っています。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？それでは、適格者証明を受ける〇〇△△さんと、〇〇□□さんをお呼びいたします。

(〇〇△△氏・〇〇□□氏 入室)

(議長) こんにちは。△△さん、□□さん、本日はお忙しいところご足労いただき、ありがとうございます。

ざいます。早速なのですが、現在までの営農状況や今後の目標などについて、簡単にご説明をお願いしたのですが、よろしくお願いいたします。

(〇〇△△氏) はい。●●●地区に住んでおります、〇〇△△と申します。よろしくお願いいたします。1月に親が亡くなりまして、私も6月で定年退職いたしましたので、これを機会に専業農家として弟と2人でやっていきたいと思っております。今までは梅、柿、キウイ、ポポー等の果樹と畑をやっていたのですが、今まで少し会社の方も忙しかったものですから、少し呆けさせてしまったのですが、ここで専業農家として、先日アドバイスもいただきましたので、ミカンをメインにやっていきたいなと思っております。私からは以上です。

(議長) はい。ありがとうございます。ご本人達の説明が終わりました。何かご質問ございますか？

(栗原委員) 先日現地調査に行かせていただきました栗原と申します。本日はご苦労様です。現地を直接見させていただいた立場からちょっとお話を伺いたいと思います。今、山崎委員からも現状の説明があったのですが、現地の大部分には現在果樹が植えてあるような状況で、特に南側の方の畑は川を前にして南向きの斜面で非常に日当たりも良く、川からの風も抜けるような感じで、果樹栽培に非常に適した良い場所だなと感じました。反面、野菜の栽培となると、当日はきれいに刈り込んであったのですが、かなり広い範囲で笹竹が群生するのではないかなと見受けられたり、石も多かったですし、斜面でもありますし、野菜の栽培となるとなかなか現状のままだと難しいのかなというように見受けられました。先ほどのお話で今後果樹を中心にお伺いしたのですが、現在見させていただいた状況が、梅とかポポーとか、非常に良く育ってはいたのですが、逆に言うと、かなり大きくなり過ぎているところもありまして、そこに新たにミカン等の柑橘の小さい苗がいろいろ点在して植えてある、というような状況だったのですが、今後もあのような感じで進められるのか、それとも一旦リセットと言うか、現在ある、正直に言ってしまうと大きくなり過ぎてしまっている梅だとか、あれも日当りは本来はいいはずだと思うのですが、梅の木が非常に茂ってしまっているおかげで、他の物に日が当たらなくなってしまっているようなところもちょっと見受けられましたので、あの辺の整理とかをどのようにされていくのか、というところをちょっとお伺いしたいのと、今回お二人で持分が2分の1ずつと伺っているのですが、どのような感じで分けられると言うか、完全にお二人それぞれ別々でやるのか、今のあの状況のところをお二人で作業していくのか、その辺りを教えていただければと思います。

(〇〇△△氏) 弟と2人で協力して同じ所をやっていくつもりでおります。弟と分担してという感じではやらずに、協力してやっていくつもりでおります。あと、伸び過ぎてしまった梅の木等の大きい木は伐採して、平らにしてからミカンの苗をこれから植えようと思っております。並べて植えていくようにして、何種類か植えられたらいいなと思っております。

(栗原委員) 分かりました。ありがとうございます。個人的にも今のままの状態新しいのを植えていくよりは、一旦整理された方がいいのかなというように見受けられましたので、そのように進められるということでしたので、頑張っただけであればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(〇〇△△氏) よろしくお願いいたします。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 嶋崎と申しますが、ちょっと教えてください。●反歩ちょっとという結構広い面積でございまして、いつも皆さんにお聞きしているのですが、これだけの場所で生産しますと相当な量の生産品ができると思うのですが、これの処理はどんな風にお考えなのでしょうか？すでにこれだけあるのですから、お父さんもやっていたと思うのですが、その辺の目標をお聞かせいただければ。やっぱりやりがいにも結び付くと思いますので、ぜひお願いします。

(〇〇△△氏) 現在植わっている物はちょっと出荷できるような物があまり、良い品質の物があまりできませんので、梅でしたら点々が多いとか、柿も少し病気が入ってしまったたり、あえて言えばポポーとキウイは良い実があればどうかな、という感じではあるのですが、そんな感じですので、ミカンをこれから専念して作ればどうかな、という感じで考えております。良い品質の物が取れば出荷、売りに出させていただくというような感じなのかなと思っております。

(嶋崎委員) ぜひ、頑張って・・・難しい病気とかそういう物がかなり最近いろいろありますから、大変だと思うのですが、よろしく願いいたします。

(議長) 直売所も五日市にも秋川にもあるので、生産量が増えてきたら入会するなどして売却することもできると思いますので、よろしく願いいたします。

(〇〇△△氏) よろしく願いいたします。

(議長) 他にご質問ございますか？

(橋本委員) 今日のご苦労様です。あきる野で梨とか果樹を作っております。基本的には今、柿とか梅ですかね、これは植え替えるということで、結構年数がかかりますが、またミカンも植えると大体3年から5年ぐらい経つと少しずつ安定してきます。苗の購入にもいろいろ種類があると思うのですが、これはちょっと雑談ですが、自分は梨の木が古いのでミカンにしようかと、宮川早生とか4種類ぐらい植えたんです。50本ぐらい植えたのですが、2種類は気候に合わずに枯れてしまいました。あきる野と五日市の場所によって気温が違いますので、農業共済の方に聞くと良い品種を紹介していただけるかなと思いますので、相談しながらやると収入が増えるかなと思います。あと、木の仕立て方もハシゴに乗らなくていいようにするとか、それか少し密植で狭い間隔で植えられるのとか、いろいろ農業共済の方に相談して、良い品種を選んでいただければと思いますので、そんな形でやってみてください。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？では、お二人とも今日はどうもお忙しいところありがとうございました。果樹の方も大勢いらっしゃいますので、聞けばいろいろ教えてくれると思いますので、頑張って、よろしく願いいたします。

(〇〇△△氏) どうもありがとうございました。失礼します。

(〇〇△△氏・〇〇□□氏 退室)

(議長) それでは、他にご質問はよろしいでしょうか？

(橋本委員) 今のところ、ファーマーズセンターとか直売所には入ってない？

(事務局) 入ってないです。

(議長) まだ抜根する前の段階みたいな感じですね。

(事務局) まだ伐採、抜根する前の状態で、今、一生懸命剪定して木を切っているところですね。

(議長) 機械を買ったというお話ですからね。

(事務局) はい。粉碎機を買って、今、作業をしております。

(栗原委員) キウイなんかはもうかなりたわわに実ってて、ちょっと見ただけでしたけど、あれは十分売り物になるんじゃないかなという感じはしました。

(議長) 1人がずっとこれから携わっていければ随分違いますよね。

(栗原委員) そうですね。今はこの広い中に雑多に植わっているので、あれがもうちょっとまとまればいいんじゃないかなとは思っています。

(議長) はい。それでは、〇〇△△さん、〇〇□□さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) では、異議がないようですので、証明することにいたします。続きまして、第4号議案、番号1と第5号議案、番号1についてですが、こちらは関連議案となりますので一括して審議いたします。こちらは、今年の9月に行われた、市の認定農業者等担い手育成支援協議会において認定新規就農者として決定し、10月より認定を受けた方の案件となります。まずは事務局、説明お願いいたします。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和4年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

続きまして、議案書6ページ目をご覧ください。第5号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項に基づく、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項に基づく、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和4年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。ありがとうございます。続きまして、担当の大福委員、説明お願いいたします。

(大福委員) はい。報告をさせていただきます。先日、10月18日に橋本委員と事務局1名とともに現地調査に伺いました。場所ですが、両案件とも地図の14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず、第4号議案の畑ですが、奥行きが●●メートル程ある四角く整った農地になります。現状では全体的に堆肥が蒔かれておりまして、西の方から耕耘が始まっているところです。トラクターが入った所は非常にきれいな畑になっておりました。こちらの土地なのですが、しばらく野菜等の作付けはされていない圃場でしたが、今後土壌診断の方で、例えば東京都の普及員さんとか、そういう方の指導を受けながら進めていけば問題ないのではないかと思います。次に第5号議案の方ですが、道路の手前の方は露地畑になっておりまして、奥に6棟のパイプハウスが並んでおりました。この6棟のうちの東側4棟が今回の対象となります。ちょうど伺った時に所有者のご家族が作業されていたので少しお話を聞いたところ、以前はトマトやホウレンソウを作付けしていたということでした。現状ではもう作付けは終わっておりまして、

すぐに利用できる状況でした。すでに借り主の〇〇さんの方で少し中へ入って、水まきのかん水パイプを設置して、散水等をして、作付けの準備に入っている状況でした。借り主の〇〇さんなのですが、新規就農ということで東京農業アカデミーで2年間、今、研修されておりました、実際に圃場での耕作等研修しております。本件の圃場の活用に当たって特に問題ないかと思えます。以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

(議長) ありがとうございます。ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？それでは、利用権の設定を受ける〇〇〇〇さんをお呼びいたします。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) 失礼します。よろしくお願ひします。

(議長) 〇〇さん、本日はお忙しい中ご足労いただきありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の計画、抱負等の説明をお願ひいたします。

(〇〇氏) はい。よろしくお願ひします。〇〇〇〇と申します。私は今、東京農業アカデミー、八王子にある研修農場で研修していて、今、2年目になります。住まいは●●●●に住んでいます。地元は●●●●になります。就農後はミニトマトとスイートコーン、タマネギ、ニンジン等をやらせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(議長) ご本人の説明が終わりましたが、何か質問はございますか？

(大福委員) 改めまして、大福です。よろしくお願ひします。

(〇〇氏) よろしくお願ひします。

(大福委員) 今日も午前中、研修に来ていただいて、度々来ていただいてご苦労様です。先日もちょうと畑でご主人と一緒に作業されているところをお見受けしたのですが、ご家族のご理解とか、どういう体制で家族のサポート等ありましたら、少しお話いただきたいと思ひます。あと、当面まず野菜を作られると思うのですが、その後、どういった農業をしたいのか、少しありましたら、お話いただきたいと思ひます。

(〇〇氏) はい。夫は土日祝日、休みの時に畑と一緒に手伝ってくれるということで、協力体制はできています。●●●●にいる実家の母も手伝える時は手伝ってくれると、話はできているので、家族の協力は得られています。あと、今後なのですが、まずはしっかり野菜を作れるようになって、直売所等に出荷していきたいと思ひしております。後々なのですが、前職が管理栄養士なので、その資格をいかして加工等も順次できればと思ひています。よろしくお願ひします。

(議長) ありがとうございます。他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 嶋崎と申します。先日、いろいろご説明いただきまして、早速こんな良い所をお借りできるということで、大変良かったと思ひます。ぜひ頑張っているいろいろ相談しながら、良い物を生産していただければと思ひます。頑張っていただければと思ひます。

(〇〇氏) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・それでは、ないようですので、〇〇さん、お忙しい中今日はありがとうございます。農業委員の中にもスペシャリストと言われている方が結構おられるので、大福さんのところにも伺っているようですが、いろいろな方がいろいろ教えてくださいと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

(〇〇氏) 今後ともぜひ、ご指導の程よろしくお願いいたします。ありがとうございました。失礼いたします。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他に質問はございますか？

(嶋崎委員) 1つ、いいですか？この第5号議案の方ですが、賃借権で最近では珍しい金額設定になっていますが、これはハウスで規模が大きいことと、やっぱり10年という長い期間だからでしょうか？

(事務局) はい。ご説明させていただきます。あの、嶋崎委員のおっしゃるとおりで、ここ全てがハウスになっているということと、期間も長いということで、金額については、所有者の方と中間管理機構、農業会議が間に入っているのですが、農業会議を通して所有者の方と借り手の〇〇さんで話がついたということで、この金額にさせていただいております。以上になります。

(嶋崎委員) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(大福委員) 今のお話で、中間管理機構を通した時は、この賃借料についてはある程度目安みたいなものをご指示いただけるのでしょうか？あくまでお互いの、相対の金額の設定になるのでしょうか？

(事務局) 一応、東京都農業会議の方でも施設ハウスの貸借というのはあまりない、というようにおっしゃっていて、都内で一部あるそういった施設ハウスの貸借の金額を参考に、この金額は出させていただきました、と聞いております。契約期間ですが、農業会議の意向としまして、長めに設定をしたいというように伺っておりまして、あきる野ですと大体3年から5年というのが平均ではあるのですが、中間管理事業は可能な限り10年からというような設定をしたいと伺っておりまして、そういうこともありまして、この契約期間となっております。以上になります。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・ないようですので、各議案ごとにお諮りいたします。第4号議案、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、第5号議案、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項に基づく、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明お願いいたします。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和4年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) ありがとうございます。続きまして、番号1について、担当の小田川委員、説明お願いいたします。

(小田川委員) はい。それでは地図の8ページをお願いいたします。10月21日に小川委員と事務局1名、計3名で現地を見てまいりました。

(現地案内図 説明)

現地のすぐ東側にご自宅があります。現地は栗林で14本程植わっておりまして、下刈りもきれいにされておりました。また栗も収穫されておりました。特に問題はないかと思えます。以上です。

(議長) ありがとうございます。ただいま、事務局と小田川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明お願いいたします。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) ありがとうございます。続きまして、番号2について、担当の橋本委員、説明お願いいたします。

(橋本委員) はい。現地は10月18日に大福委員と事務局と3人で見てまいりました。地図は9ページになります。

(現地案内図 説明)

こちらの方は現在、防草シートが4分の1ぐらい敷いてありました。ここに丈が1メートルちょっとぐらいのブルーベリーが30本程、そして他の空いた所にはダイコン、ナス、イチゴ、ナガネギ、タマネギ、ノラボウにサトイモ。そんな形で植わっていきまして、間は草が生えないように耕耘してございました。きれいにやっていると思えます。問題ないと思えますので、ご審議よろしく申し上げます。

(議長) ありがとうございます。ただいま、事務局と橋本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明お願いいたします。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) ありがとうございます。続きまして、番号3について、担当の小田川委員、説明お願いいたします。

(小田川委員) はい。それでは地図の10ページをお開きください。10月21日に小田川委員と事務局1名、計3名で現地を見てまいりました。

(現地案内図 説明)

ここは栗林になっておまして、きれいに下刈りがされておりました。かなり広い●, ●●●m²ぐらいの土地になるのですが、ここに10本程の若い栗の木が植えられておりますが、残念ながらそのうちの4本ぐらいが少し枯れてしまっていて、広い土地ですから少し空きスペースが目立つような形になってしまうのですが、何本が適正かというのは非常に難しいものですから、土地はきれいにしてあるんです。少しでも補充していただけたらと思うのですが、その辺、いろいろ書類手続等あると思いますから、事務局からでも伝えていただければいいかなと思います。以上です。

(議長) ありがとうございます。ただいま、事務局と小田川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。では、事務局の方からお伝えいただきたいと思います。

(事務局) はい。

(議長) 続きまして、番号4について、事務局、説明お願いいたします。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) ありがとうございます。続きまして、番号4について、担当の唐澤委員、説明お願いいたします。

(唐澤委員) はい。それでは説明をさせていただきます。現地調査、10月20日に事務局と2人で見てまいりました。まず最初に地図の11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

奥の半分ぐらいは柿が18本ぐらい植え付けられていて、手前にダイコン、サトイモなどが作付けされておりました。補足で○○さんのご紹介をさせていただきます。○○○○さんは●●で造園業を営んでいる人で、造園、植木は今、息子さんが跡継ぎでやっているということです。本人は●●市で●●●●●を務める傍ら、奥さんと畑で野菜の生産を行って共同直売所に出荷したり、個人でも直売所を持って、やっているようです。続いて12ページをお願いいたします。

(現地案内図 説明)

角地で2筆とも庭木が植えられています。マツ、モチ、モッコク、ウメ、モミジなどの仕立物

が植えられ、多少大きくなっていますが、毎年剪定、刈り込み、下草刈りはおこなっているようです。以上です。

(議長) ありがとうございます。ただいま、事務局と唐澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明お願いいたします。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和4年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) ありがとうございます。続きまして、番号1について、担当の松村委員、説明お願いいたします。

(松村委員) はい。10月21日、事務局1名と現地を見てまいりました。地図は13ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

現地は屋敷続きの畑になっておりまして、柿、サトイモ、夏野菜。夏野菜はほとんど収穫が終わっておりまして、多少周りに草が生えているような状況でした。畑の状況からも〇〇〇〇〇〇さんは農業に従事していたことが判断できました。以上です。

(議長) ありがとうございます。ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1について、〇〇〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号2について、事務局、説明お願いいたします。

(事務局次長) はい。議案書5ページ目をご覧ください。第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和4年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) ありがとうございます。続きまして、番号2について、担当の松村委員、説明お願いいたします。

(松村委員) はい。去る10月21日、事務局と見てまいりました。地図は11ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

ちょうど交差点の角に当たりまして、今、ヒマワリが植え付けられて、もう咲き終わりのような、もうそろそろ耕耘に入るのではないかと思います。夏はトウモロコシが植え付けられておりました。そう問題ない場所で、きれいにヒマワリも栽培されておりました。以上です。

(議長) ありがとうございます。ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号3について、事務局、説明お願いいたします。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) ありがとうございます。続きまして、番号3について、担当の唐澤委員、説明お願いいたします。

(唐澤委員) はい。同じく現地調査、10月20日に事務局と2人で見てまいりました。地図は15ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現地は高さ1メートルから2.5メートルぐらいの植木が作付けされ、空いている所はきれいに耕耘され、特別問題はありませんでした。以上です。

(議長) ありがとうございます。ただいま、事務局と唐澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号3の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和4年あきる野市農業委員会10月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、11月25日、金曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時46分